任 意 継 続 の ご 案 内

在職時の健康保険証が使えるのは退職日までです。 退職後はご自身で健康保険への加入手続きが必要です。

Q1 退職後の健康保険にはどのようなものがありますか?

A1 国民健康保険 協会けんぽの任意継続 ご家族の健康保険(被扶養者) の3種類があります。 それぞれの手続き先および加入条件をご確認ください。

加入先

国民健康保険

協会けんぽの任意継続

ご家族の健康保険 (被扶養者)

(e)

手続き先

お住まいの市区町村

お住まいの 協会けんぽ都道府県支部

ご家族様の勤務先

加入条件

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください

退職日までに被保険者期間が 継続して2か月以上あること

退職日の翌日から20日以内に加入手続きを行うこと(郵送の場合は必着)

ご家族様が加入している 健康保険の扶養の条件を 満たす必要があります

ご家族様の勤務先にお問い合わせください

Q2 国民健康保険と協会けんぽの任意継続の保険料はどちらが安いですか?

A2 保険料の算出方法が異なります。必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。

加入先

国民健康保険

協会けんぽの任意継続

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。

前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。

保険料の減免制度があります。

保険料の <u>算出方</u>法

- ※ 保険料減免対象者
 - ●倒産・解雇などにより離職した方 (雇用保険の特定受給資格者)
 - ●雇止めなどにより離職された方 (雇用保険の特定理由離職者)

対象者は任意継続よりも保険料が安くなる場合があります。

退職時の標準報酬月額(2年間変わりません)



お住まいの 都道府県 保険料率 (改正される場合が あります)



1か月分の 保険料 (上限があります)

- 退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時 の健康保険料の2倍となります(上限があります)。
- 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。
- 保険料の減免制度はありません。

※ ご家族の健康保険(被扶養者)に加入した場合の保険料の負担は原則ありません。

- **A3** 扶養家族の要件を満たすことを確認するために、身分関係および生計維持関係の確認できる書類の添付が必要です。(詳細は「任継継続資格取得申出書の記入の手引き」をご確認ください)なお、在職時から引き続いて任意継続の扶養家族になる場合は、身分関係確認書類は省略できます。また、申請書に扶養家族のマイナンバーの記入が必要ですので、記入漏れのないようご注意ください。(同封の「被扶養者のマイナンバー記入について」をご確認ください。)
- **Q4** 保険料はどのように納めるのですか?
- **A4** ①口座振替による毎月納付、②納付書による毎月納付、③前納による納付があります。
 - ① 口座振替による毎月納付

ご指定の口座から、毎月1日(1日が土日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としとなります。

任意継続の保険証がお手元に届いてから、別途お手続きください。(「資格取得申出書」の保険料納付方法について、「1:口座振替」を選択した方には、保険証送付時に「口座振替依頼書」を同封しています)

手続きが完了いたしましたら、口座振替開始年月をお知らせするご案内をお送りいたします。

口座振替開始までは納付書にて納付が必要です。(納め忘れにご注意ください。)

② 納付書による毎月納付

毎月納付書をお送りします。**毎月10日(10日が土、日、祝のときは翌営業日)まで**に納付してください。納付期限を過ぎると資格喪失となりますので注意してください。(Q9およびA9をご参照ください。)

③ 前納による納付(納付書のみ)

一定期間分を一括して先に納付することで、一定額が割引され、納め忘れを防ぐことができます。 前納できる期間とその納付期限については次のとおりです。

6か月前納	•4月分から9月分までの6か月間 (納付期限は3月末日)
	•10月分から翌年3月分の6か月間 (納付期限は9月末日)
12か月前納	•4月分から翌年3月分の12か月間 (納付期限は3月末日)

※ 年度の途中で加入した場合は、加入月の翌月から9月分まで、または翌年3月分までの前納が可能です。 加入月は前納とはなりませんので、ご注意ください。前納の納付期限は資格取得月の月末です。

Q5 保険料は何月分から納付が必要ですか?

A5 任意継続の保険料は加入した月分から納付が必要です。退職日の翌日(資格喪失日)から加入となり、 日割り計算はしません。そのため、初回に複数月分の納付書をお送りする場合がありますが、すべて 納付していただく必要があります。(納付期限内に納付がなかった場合は、任意継続の資格が取り消し となります。)

- **Q6** 最後の給与から保険料が引かれていますが二重払いではありませんか?
- **A6** 給与から控除されていた保険料は、「前月分」である可能性があります。事業所により控除の仕方が 異なりますので、保険料の詳細(内訳)については、お勤めされていた事業所へご確認ください。
- **Q7** 健康保険証はいつごろ届きますか?
- **A7** 下記2点の申請方法により健康保険証の発行時期が異なります。
 - ①退職日の確認できる書類を添付した場合 受付から通常1~2週間ほどかかります



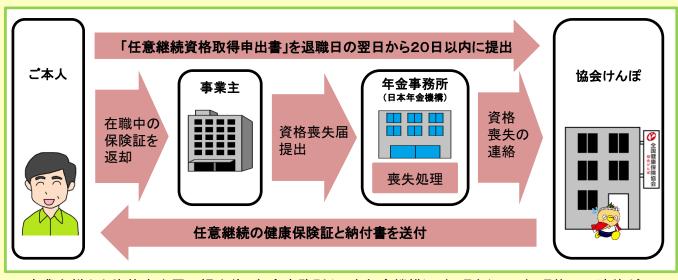
「任意継続資格取得申出書」とともに退職日の確認できる 書類(※)を退職日の翌日から20日以内に提出

※雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し、 退職証明書写し(証明日が退職日以降の日付のもの)等。 協会けんぽ

任意継続の健康保険証と納付書を送付

退職日の確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類で、退職日を確認し任意継続の 健康保険証を作成しますので、通常1~2週間ほどかかります。

②退職日の確認できる書類を添付しない場合 受付から通常2~3週間ほどかかります



事業主様から資格喪失届の提出後、年金事務所(日本年金機構)で処理を行い、処理終了の連絡があった後、退職日を確認し任意継続の健康保険証を作成しますので、通常2~3週間ほどかかります。

- **A8** 医療機関の窓口で、いったん医療費の全額をご負担いただく場合があります。 後日、「療養費支給申請書」に全額支払った領収証と、医療機関が発行した診療明細書を添えて協会けんぽに申請いただくことで、健康保険負担分(7~9割)の払い戻しをいたします。また、健康保険証の到着後、医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、受診される医療機関へご相談ください。
- Q9 任意継続はどのくらいの期間、加入できますか?
- **A9** 加入期間は最長で2年間です。 ただし、次のいずれかに該当した場合は資格を喪失します。
 - 1 就職等により新たに健康保険等の被保険者となった場合 (届出が必要です)
 - 2 保険料を納付期限までに納付しなかった場合
 - 3 被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入した場合 (届出が必要です)
 - 4 被保険者の方が死亡した場合

【注意】

「国民健康保険に加入する」または、「ご家族の被扶養者になる」という理由では、資格を 喪失することはできません。

協会けんぽからのお願い

在職時の健康保険証は、必ずご返却いただきますようお願いいたします。

- 退職日の翌日から在職時の健康保険証は使用できません。
- 健康保険証は、退職時にご家族様分も含め、全員分を事業所に返却しましょう。
- 速やかに退職後の健康保険の加入手続きをしましょう。
- 健康保険証が変わったら、その旨をすみやかに病院へ伝えましょう。





任意継続の申請をされるお客様は郵送でご提出ください。

お客様の利便性の向上と事務処理の迅速化を図るため、郵送でのご提出にご協力ください。

〈お問い合わせ先〉



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ 大阪

検索

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階